

業務区域書の提出（「北海道浄化槽指導指針」より抜粋）

- (1) 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者から保守点検の委託を受けたときは、業務区域書（条例規則別記第8号様式）を作成し、当該区域を所管する支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (2) 留意事項
 - a 業務区域書は、業務を行おうとする市町村ごとに作成しなければならないものであるが、当該市町村が同一支庁管内であればまとめて作成しても差し支えないものであること。
 - b 業務区域書は、委託を受けた日から30日以内に提出すること。ただし、既に提出されたものに記載されている市町村内で業務を行おうとする場合を除く。